

第 1 章

税務検査に有効な第三者情報の収集と活用

1 税務検査に有効な第三者情報の収集と活用

1.1 税務検査における資料情報の意義

税務行政における資料情報制度は、税務統計の作成や納税者管理あるいは税務検査における活用等、広範囲にわたり重要な役割を果たすものである。

特に、税務検査を的確かつ効率的に行うための資料情報は、申告納税制度下における適正公平な課税を推進する上で不可欠なものといえる。

なお、税務検査に活用される資料情報は、「第三者情報」とか「外部情報」あるいは「課税資料」と呼ばれるが、その機能としては、第一に、納税者の無申告や過少申告を牽制して自主的で適正な申告を誘導する機能がある。第二は、税務検査に直結する機能であり、検査対象の選定や検査ポイントの抽出などに役立つと共に、現場検査での活用により税務検査の効率化が図られることである。

本章においては、①税務検査に有効な課税資料としてどのような情報をどのような方法で収集し、②収集した資料情報はどのように活用されるのかを検討することとする。

1.2 税務検査に有効な第三者情報の種類と収集方法

国税庁では、先に当調査団が提示した「第三者情報の収集と活用に関する手引（案）」に基づき、2002年9月12日付国税庁長官指令No.171「納税者に係る第三者情報の収集及び税務検査における活用規則」を制定した。当規則によれば、税務検査に有効な第三者情報として、①他行政機関による情報、②個人及び法人納税者による情報、③税務署の内部資料からの情報、④新聞等印刷物、ラヂオ、テレビ等の報道手段による情報の四つに区分して、それぞれの情報の収集先および情報の内容等を示している。同時に、その一部については、収集先との相互情報提供契約によりあるいは国税庁独自に情報をPC処理により第三者情報データベースに入力し、その情報を必要とする税務機関はいつでもデータベースから出力して税務検査等に活用できるシステムを作成中である。

PC処理されない情報については、ペーパーによる情報として活用されることになるが、データベースから出力した情報でもペーパーによる情報でもその活用価値においては全く同じである。ただし、データベースによる情報の管理は、資料情報に関する迅速かつ効率的な事務処理を図ることに主眼があり、可能な限りこのシステムを利用すべきであるが、第三者情報の種類によってはPC処理によることなくペーパーのままの情報として活用すべきものもあることに留意すべきである。

次に掲げる図表は、税務検査に有効と思われる第三者情報の種類、情報源、収集担当者及び収集時期等をまとめたものである。

なお、図表 1-1 および図表 1-2 に掲げる情報のうち主なものは、上記の国税庁長官指
令による第三者情報規則に規定されているものであり、そのうち表 1-1 は PC 処理される
情報（以下、「PC 処理情報」という。）を示し、表 1-2 はペーパーによる情報（以下、「ペ
ーパー情報」という。）を示している。

また、国税庁では、現時点ではペーパー情報として処理されるものであっても、将来
的には可能な限り、その収集及び活用に関し PC 処理することを予定している。

図表 1-1 税務検査に有効な第三者情報の種類と収集担当者等

(PC 処理情報)

情報の種類	情報源	収集方法	収集担当者	収集時期
通関情報	税関庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ PC 処理による 第三者情報データベース (税関データベースの変換) 	国税庁 (第三者情報 担当者)	毎月 1 回
VAT インボイス	VAT 納税者	<ul style="list-style-type: none"> ・ VAT 納税者から税務機関 へ提出 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	各税務機関 (第三者情報担当 者・検査官等)	毎月 1 回
アルコール配分 情報	食糧農 業産業 省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産省からの「アルコール 配分報告書」から作成 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	国税庁 (第三者情報 担当者)	毎月 1 回
アルコール販売 情報	アルコ ール製 造業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ アルコール製造業者から の「アルコール販売報告 書」により作成 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	国税庁 (第三者情報 担当者)	毎月 1 回
法人の源泉徴収 明細申告書 (報酬支払分) 様式 TT11(2)	法人源 泉徴収 税納税 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務機関に提出された 申告書 TT11(2)から作成 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	各税務機関 (第三者情報 担当者・検査官 等)	四半期毎
法人の源泉徴収 明細申告書 (個人からの原 材料購入分) 様式 TT11(3)	法人源 泉徴収 税納税 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務機関に提出された 申告書 TT11(3)から作成 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	各税務機関 (第三者情報 担当者・検査官 等)	四半期毎
第三者による 情報ペーパー	納税者 ・ マス コミほ か	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査官等が税務検査の際、 あるいはマスコミからの 情報、投書、噂等に基づき 作成 ・ PC 処理による 第三者情報データベース 	各税務機関 (第三者情報 担当者・検査官 等)	随時

図表 1-2 税務検査に有効な第三者情報の種類と収集担当者等

(ペーパー情報)

情報の種類	情報源	収集方法	収集担当者	収集時期
国民登録情報	国民登録情報センター	国税庁において定期的に国民の登録に関する情報（新規・転入・転出）をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	各税務機関 （第三者情報担当者）	四半期毎
不動産登録情報	不動産登録局	国税庁において定期的に不動産の移転（売買・贈与）に関する情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	毎年 1 回
社会保険情報	社会保険局	各税務機関において定期的に社会保険料の納付に係る法人の情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	四半期毎
運送手段（車輛）登録情報	交通警察局	各税務機関において定期的に車輛の登録情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	四半期毎
銃砲登録情報	警察署	各税務機関において定期的に銃砲登録情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	毎年 1 回
金の販売情報	モンゴル中央銀行、商業銀行 国家鑑定管理局、鉱物資源管理局	国税庁において定期的に金の販売に関する情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	毎月 1 回
鉱物資源のライセンス情報	鉱物資源管理局	国税庁において定期的に鉱物資源のライセンスを取得した者の情報をペーパーにより収集（将来国税庁において PC 入力）	国税庁 （第三者情報担当者）	四半期毎

情報の種類	情報源	収集方法	収集担当者	収集時期
株式、国債及び社債の取引に関する情報	証券取引所	国税庁において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	国税庁 (第三者情報担当者)	四半期毎
入札結果情報	各行政機関	国税庁において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	国税庁 (第三者情報担当者)	随時
金採取、プロジェクト実施に関する情報	中央銀行及びその他の取扱商業銀行	国税庁において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	国税庁 (第三者情報担当者)	四半期毎
不動産、自動車、家畜等に係る保険情報	保険会社	国税庁において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	国税庁 (第三者情報担当者)	四半期毎
土地賃貸情報	各土地管理局	各税務機関において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	各税務機関 (第三者情報担当者)	四半期毎
ビジネスに関する許可ライセンス情報	各地方行政機関の生産・サービス業管理局	各税務機関において定期的にペーパーにより収集 (将来国税庁においてPC入力)	各税務機関 (第三者情報担当者)	四半期毎
特別税印紙使用に関する情報	国税庁 法令執行調整局	国税庁において定期的にペーパーにより収集	国税庁 (第三者情報担当者)	毎月1回
法定領収証	納税者	納税者から各税務機関へ提出 (将来国税庁においてPC入力)	各税務機関 (第三者情報担当者)	毎月1回
国家資産購入情報	国家資産委員会	国税庁において定期的にペーパーにより収集	国税庁 (第三者情報担当者)	毎年1回

1.3 第三者情報の収集方法の補足と活用方法

前記 1-2 の図表においては、税務検査に有効な第三者情報の種類、情報源、収集方法、収集担当者及び収集時期を掲げたが、以下においては、主な第三者情報について収集方法を補足するとともに具体的な活用方法を述べることとする。

1.3.1 税関庁からの通関情報

通関情報には、法人及び個人に係る輸出あるいは輸入に関する国外取引の情報が含まれるから、当該取引が業務として行われている場合には、取引商品の数量、金額等により、当該法人企業あるいは個人事業の課税所得の把握のための重要な資料となる。

すなわち、輸出に係る情報は商品あるいは原材料等の売上金額の把握に、輸入に係る情報は商品あるいは原材料等の仕入金額の把握に活用できる。

もっとも、売上あるいは仕入のすべてを輸出あるいは輸入によっている場合には、それらの年間のデータを合計することにより、売上金額の総額あるいは仕入金額の総額を把握できるが、そのデータが年間取引の一部にしか過ぎない場合にはそのデータを一つの端緒として税務検査により売上あるいは仕入の全体像を別途把握しなければならないことになる。

いずれにしても、通関情報には、法人にあつては国家レジスター番号が、個人にあつては国民レジスター番号の記載が含まれるから、輸出あるいは輸入を行った者について、国税庁で把握している納税者登録番号（法人の国家レジスター番号、個人の国民レジスター番号がそれぞれ納税者登録番号となる。）と照合することにより、既に法人税、所得税、消費税の申告書を提出している者であるか否かあるいは未だ税申告書を提出していない者であるか否かを判別することができる。前者の場合には、税務機関に提出済みの税申告書と照合することにより、通関情報が申告額に適正に反映されているか否かを判断し、過少申告あるいは不正行為等が想定される場合には検査対象者に選定することになる。後者の場合には、無申告者であることが想定されるから、文書照会あるいは税務署への呼出し等により業務内容、取引状況等の確認を行い、必要があれば税務検査を実施して適正な税申告を懲憑すると共に納税者登録を行い、以後の年分の適正申告を指導することになる。

なお、今後は国税庁及び税関庁双方の取り決めにより、個人の場合には、通関手続に必ず国税庁が発行する納税者登録証明書（登録ノート）の提示が必要となるため、輸出入取引を行うことにより課税所得を得ている個人の把握が容易になり、これに該当する個人の無申告者は存在しなくなることが期待される。

1.3.2 VAT インボイス

VAT の納税義務者は、課税対象となる物品を販売するごとに 3 枚複写の請求書（VAT インボイス）を作成し、1 枚目を本人が保管し 2 枚目を取引の相手に交付し 3 枚

目を税務機関に提出することになっている。

交付を受けた取引相手（物品の購入者）は、自己の VAT 申告書の提出にあたり仕入に係る税額控除の証明書として当該交付を受けた VAT インボイスを税務機関に提出することになる。提出を受けた税務機関は、担当の検査官が申告書とインボイスの照合を行い、税額控除の適否あるいは還付金額の適否を判断することになる。

なお、提出された VAT インボイスは、作成者である納税者の売上に係る取引金額を示すものであるから、当該作成者の法人税申告書に係る売上金額の適否の判断のための活用資料となる。

税務機関に提出される VAT インボイスは、トータルでは膨大な数量になるため、これを販売者及び購入者の申告額の適否及び申告義務の有無の判断資料として活用するためには、PC 処理により第三者情報データベースに入力する方法により活用することになる。なお、この場合は、各税務機関に提出された VAT インボイスは国税庁に集められ、国税庁において一括入力されることになる。

仮に、何らかの理由によりデータベースに入力できない場合には、各税務機関では、提出された VAT インボイスそのものを自己の管轄する納税者分と他の税務機関が管轄する納税者分とに区分し、他の税務機関が管轄する納税者分については、それぞれ管轄する税務機関に送付する方法により活用することになる

1.3.3 アルコール製造企業からの売上情報

アルコールは、主として酒類を製造する際の原材料として使用されるから、アルコール製造企業の売上情報は、売上先すなわち酒類製造業者の課税所得の算定の基礎資料として活用できる。

例えば、各酒類製造業者のアルコール仕入数量及び金額をもとに総製造数量、製造原価を算定することができれば、各製品ごとの売上原価率をもとに売上金額の算定が可能となる。

なお、アルコールをどの製造業者にいくら製造させるかの配分は、農産省、不正行為防止局及び財政経済省の協議により決定され、農産省から国税庁及び検察庁へ「アルコール配分報告書」が送られてくる。これには、アルコール製造業者（10社）への配分量及びアルコール製造業者それぞれの酒類製造業者（全部で157社）への配分量が示されている。アルコール製造業者が実際に酒類製造業者に販売した数量については「アルコール販売報告書」として国税庁に毎月1回提出される。

したがって、酒類製造業者については上記報告資料によりそれぞれの業者の酒類製造数量が推計できるから、売上単価を認定できればかなり正確な売上金額が算出できることになる。

1.3.4 源泉徴収明細申告書 TT11(2)及び TT11(3)

① 委託契約により法人に対し事業・サービスを提供する個人、及び②原材料等を法人に売却する個人については、それぞれ法人から受領する報酬あるいは対価について一定割合の所得税が源泉徴収されることになっている。

この場合、源泉徴収をした法人は、①の場合には「源泉徴収明細申告書 TT11(2)」を、②の場合には「源泉徴収明細申告書 TT11(3)」を税務機関に提出することになっている。

これらの申告書に記載されている、報酬ないしは対価を受けた個人の所得に関する情報については、第三者情報データベースに入力されるから、それぞれ報酬ないしは対価を受けた個人の課税所得の把握に活用されることになる。例えば、個人が、1年間に複数の法人から報酬を受け取った場合でも、それぞれの法人から税務機関に提出される上記「源泉徴収明細申告書 TT11(2)」により、そこに記載されている同一人の報酬を「第三者情報データベース」により検索できるから、複数の報酬を合計することにより、当該納税者の1年間のトータルの正しい課税所得を把握できるのである。

1.3.5 第三者による情報ペーパー

第三者による情報ペーパーは、検査官が次のような場合に作成するものである。

- ① 税務検査の際に、検査対象納税者の会計帳簿、請求書・領収書等の原始記録、本人ほかの事情聴取の結果等から、当該検査対象者の取引先等（得意先、仕入先、関係者）に関する課税に結びつく各種の情報（売上、仕入、経費）を得た場合
- ② 新聞、テレビ、雑誌等のマスコミ報道の中から、特定の納税者に関する課税に結びつくような情報を得た場合
- ③ 税務機関に対し特定の納税者の課税に結びつくような事実に関する投書があった場合
- ④ 市中の広告看板、建築物、店舗の開設、人の噂等の事実から何らかの課税に結びつく情報を得た場合
- ⑤ その他

以上のような情報は、納税義務者の把握、課税所得の把握に直接結びつく情報であるから第三者（外部）情報としては最も価値の高いものである。

特に、税務検査の際に把握した二重帳簿、裏取引、二重取引等の不正行為、リベートの支払等に係る情報は、取引相手の申告漏れの蓋然性が高いから、有効度の高い情報といえる。

但し、以上のような情報は性格上、あいまいな点、不正確な面が否定できないから、情報を活用する検査官は、検査の際、十分に事実関係を確認するとともに、他の証拠に基づき当該情報の信憑性を補強する必要がある。

なお、このような情報の収集に当たっては、検査官は、それらが取引相手の課税情報として使用することを明言したり、使用することに気づかれたりしないように細心の注意を払う必要がある。また、これらの情報を実際に取引相手の税務検査に使用する場合には、その情報をどこから入手したかは納税者に秘密にしておかなければならない。

なぜなら、税務検査に協力してくれた収集先の納税者の信頼を裏切るようなことは避けなければならないからである。

1.3.6 法定領収証

法定領収証制度は、一定範囲の法人、個人に対し、国税庁が発行した領収証の使用を義務付けるものであり、既に財政経済省大臣の規則も制定されているところである。

しかし、モンゴル国の現状においては、この制度を直ちに全面的に実行に移すには納税者の理解、予算面、執行面で種々の困難な問題が存在するというのが実状である。

したがって、法定領収証制度の本格的実施については、取引に係る帳簿書類の作成、記録、保存に関する納税者教育の進展具合等を勘案しながら、今後とも引続き検討していく必要がある。

1.3.7 国民登録情報センターからの国民登録情報

国民登録局においては、全国民に個人レジスター番号（国民登録番号）を付与し、16歳以上の者には「IDカード」を交付することにより、全国民を統一的な番号により一元的に管理している。

国税庁においても、今回の税務情報制度の整備に伴い、個人納税者については、国民登録番号を納税者番号として使用することにより全納税者を一元的に管理することになった。

なお、上記国民登録番号は、現在、国税庁のみならず他の行政機関においても広く共通的に使用されており、情報ネットワークを通じて各行政機関は必要な各種情報を共有することができるような体制がとられている。

国税庁が採用する納税者番号制度の理想とするところは、全納税者を重複しない統一的な番号により一元的に管理すると共に、他の行政機関が採用する番号と共通にすることにより、他の行政機関等から得られる各種情報をPC処理により迅速に情報データベースに蓄積することができることにある。このようなシステムを構築することにより、税務機関の資料情報制度は飛躍的に整備されることになる。

国民登録局から入手できる情報は、国民登録番号（レジスター番号）、パスポート番号またはIDカード番号、姓名、住所等であり、これと各税務機関が管轄する納税者の登録番号とを照合することにより当該税務機関の当該納税者に対する管轄の適否が確認できることになる。

なお、各税務機関の納税者登録番号は、納税者申告情報データベースの納税者登録番号と一致するようになっているから、納税者申告情報データベースの納税者登録番号を検索することにより、当該納税者の住所地及び管轄税務機関を確認することができるのである。

各納税者は、住所地等の異動により登録すべき税務機関に変更が生じた場合には、変更の登録を行うと共に新住所地等を管轄する税務機関に新規の登録を行うことになっているが、仮に納税者がその手続を怠ったとしても、国民登録局からの情報により異動の事実を把握できるから当該納税者に対し変更登録の手続をとるよう指導することができる。また、新規に転入してきた納税者についても、同様に国民登録局からの情報により転入の事実を把握できるから、税務機関に対する転入登録の手続を怠っている納税者に対しては、文書による照会、呼び出し、実地確認等の方法により、納税者登録を行うよう指導が可能になる。

なお、住所地等を異動したにもかかわらず国民登録局に対し何らの手続をとらない場合には罰則が適用されることになっているが、事実上住所地等を異動したまま転出及び転入の手続を怠っている納税者のいることも想定される。このような場合には、異動前の税務機関が管轄する納税者は所在不明ということになり、仮に異動先で課税所得を得ていながら税申告をしない場合には課税漏れの生ずるおそれがある。したがって、このような場合には、異動前の税務機関にあつては旧住所地等の近隣の住民からの聴取りにより、異動先に関する何らかの情報を入手することにより異動先の把握に努め、また異動後の税務機関にあつては常時管轄地域内の巡回を行って税務機関へ無登録のまま営業を行っている納税者の把握に努める必要がある。

1.3.8 不動産登録局からの不動産登録情報

不動産の登録は、売買、贈与、担保提供等の取引があつた場合に必要なものであり、これらの情報により、不動産の所有権の移転あるいは不動産の利用状況等が把握できる。

これにより、不動産の売買の場合には、譲渡者には譲渡時に「不動産売却税（譲渡収入の2%）」が、譲受者には不動産の所有を継続する限り毎年「不動産税（評価額の0.6%）」が課されることになる。また、贈与の場合にも受贈者は毎年「不動産税（評価額の0.6%）」が課されることになる。

なお、不動産登録情報には、法人の国家登録番号あるいは個人の国民登録番号が含まれるので、売買、贈与に関する情報を入手することにより、国税庁で管理している納税者登録番号と照合することにより、不動産登録者に係る不動産売却税あるいは不動産税が適正に申告されているか否かを確認することが出来る。

同様に、不動産の担保提供に係る情報は担保提供の原因となつた取引を解明することにより、課税所得に結びつくような取引がなかつたか否かを判断できることになる。

例えば、担保提供が金銭消費貸借に付随するものであれば、貸付け者についてはその資金源を解明することにより、借受け者についてはその資金の使用先を解明することにより、課税所得に結びつく何らかの取引事実を把握できるのである。

1.3.9 社会保険局からの社会保険情報

社会保険料は、事業を営む使用者が使用人に対して支払う給料の額に基づいて算定されるものであるから、社会保険料の支払いがあるということは使用人に対する給料の支払いの事実があるということである。給料の支払いがあれば当然所得税の源泉徴収の問題が生ずるので、社会保険料の支払いに関する情報は税務機関にとって税務検査を行う上での有効な情報となる。

なお、源泉徴収所得税の金額についても、社会保険料の金額から逆算して給料の額を算定できるから、社会保険料の納付額から源泉徴収所得税の納付額の適否をチェックしたりあるいは不納付額の算定も可能になるといえる。

1.3.10 その他の情報

前掲図表 1-2 に掲げたその他の情報についても、各種税の申告義務者の把握、既に税務機関に提出されている申告書に記載された課税所得及び課税額の適正性の判断材料として、いずれも有効な情報といえる。

したがって、情報源となる各行政機関の協力を得られるならば、国税庁あるいは他の税務機関において、定期的にあるいは随時に第三者情報担当者が出向いてペーパーあるいはフロッピーなどにより情報を収集し、納税者申告情報データベースの納税者登録番号と照合して納税者それぞれの管轄税務機関を割り出し、当該情報を当該管轄税務機関に送付し、受領した各税務機関では申告義務者の把握あるいは検査対象者の選定、さらには申告額の適否を確認するための検査に活用することになる。

なお、以上の作業は、PC処理による第三者情報データベースへの入力ができない場合であっても必ず実行されるべきものであり、第三者情報を税務検査に活用するための資料情報事務の基本作業となるものである。

すなわち、第三者情報データベースの利用は、第三者による膨大な資料情報のごく一部についてこれをPC処理により事務の効率化を図るものに過ぎず、真に有効な情報を収集しこれを検査に活用する作業は、コンピュータというよりは各検査官の五感と手足を動かす作業にかかっていると云っても過言ではないのである。

第 2 章

納税者番号による納税者管理の現状と問題点

2 納税者番号による納税者管理の現状と問題点

2.1 納税者管理の重要性

適正公平な課税を実現する上で、税務執行上最も重要視されなければならないことは、法律の定めにより納税義務を負うべき納税者の管理が万全の体制にあることである。国民はそれぞれの担税力に応じて等しく税を負担しなければならないから、同じ所得を得ていながら一部の者のみが課税されたり、あるいは課税されなかったりすることが許されないことは当然のことである。

そのためには、すべての納税者について、法律に定めた管轄税務機関が明確でなければならないと同時に、すべての税務機関が管轄すべき納税者を網羅的に把握しかつ把握した納税者を確実に管理する必要がある。

これにより、申告納税制度及び総合課税制度が真に実効性を保持するための基盤が出来上がることになる。

2.2 モンゴル国における納税者管理の現状

モンゴル国においては、現在、納税者を管理する方法として、法人納税者及び個人納税者に対し「納税者番号」を付与し、この納税者番号に基づき納税者を管理することを基本としている。

そして、当該納税者番号は、モンゴル国内のすべての納税者について重複しない番号とされており、全納税者を一元的に管理することが可能となっている。

特に、2002年1月から施行されている近代的情報システムの導入に伴い、法人納税者及び個人納税者ともに、各税務機関の納税者情報データベースにそれぞれの納税者番号が登録されると同時に、GDNTにおける納税者情報データベースにも同じ番号が登録されることにより、全国いずれの税務機関においても納税者番号を検索することにより全国すべての納税者に関する情報を入手することができるのである。

2.3 納税者番号の検証

次に、法人納税者及び個人納税者に付与される納税者番号がどのようなものかについて具体的に検証してみる。

2.3.1 法人納税者の納税者番号

法人は、国税庁内部の一機関である「国家登録所」において法人としての登録をすることにより法人資格が与えられる。

この場合の法人には、予算機関、国際機関、宗教法人、出資者等融資機関も含まれる。

国家登録所においては、登録順に13桁の法人登録番号が付与されるが、同時にこれとは別に法人の納税者番号として7桁の国家レジスター番号が付与される。

この国家レジスター番号は、法人の納税者番号とするため、あらかじめ国税庁情報処理・オートメーション局で用意した番号であり、登録法人に付与される番号であるから重複した番号というものは存在し得ない。具体的には、国税庁情報処理・オートメーション局があらかじめレジスター番号を印字した証明書を発行して国家登録所に送付し、国家登録所において登録手続を了した法人に対し順次交付することになっている。

なお、法人の支店については、本店を管轄する税務機関が「特定納税者番号」を記載した「支店証書」を交付する。

2.3.2 個人納税者の納税者番号

個人納税者の納税者番号には、国民登録局において出生と同時に全国民に付与される個人レジスター番号が用いられる。

この個人レジスター番号は、一人の人間が生涯その番号で固定されることになるが、16歳になると、個人レジスター番号により「IDカード」が交付され、いわゆる国民の身分証明書となる。

番号のコードは、左から順に、県市区別記号(2桁のキリル文字)、生年月日(6桁の数字)、性別(男子は1,3,5,7,9の奇数の数字、女子は0,2,4,6,8の偶数の数字)、誤差予防コード(1桁の数字)の計10桁の文字及び数字で示され、重複がないようになっている(誤差予防コードの算出方法及び10桁の個人レジスター番号の合理性については、後記3ページの(参考)を参照)。

なお、外国国籍者及び無国籍者については、居住地を管轄する税務機関が「特定納税者番号」を交付する。

2.3.3 納税者番号と他の行政機関等との関係

上記の納税者番号として使用される法人納税者の国家レジスター番号及び個人納税者の個人レジスター番号は、現在、国税庁以外の行政機関あるいは民間企業においても幅広く使用されているものである。

例えば、税関庁では、通関手続の際、法人の国家レジスター番号及び個人レジスター番号の記載が要件とされている。また、国民登録局と法務省、外務省、銀行、警察、外国人登録所、国境警備隊等とは常時レジスター番号による情報交換が行わ

れている。さらに、銀行の口座番号や社会保険番号にもこのレジスター番号が使われている。

したがって、納税者番号は、単に国税庁内部での納税者の管理に使用されるだけでなく、他の行政機関及び民間企業でも使用されていることから、それらをネットワークで結べば他の行政機関等が有する課税上有効な情報を容易に入手することができるということであり、今後は情報交換に関する他の行政機関等との相互協力のための手続を一段と整備して行く必要がある（現在は、税関庁及びアルコール製造企業等一部の機関等からの情報提供を受けているだけである。）。

(参 考) 個人レジスター番号の誤差予防コードの算出の仕方

★以下の事例は、国民登録局が個人レジスター番号の正確な付与を指導するために、レジスター番号登録官向けに発行した手引書「個人レジスター番号に関する情報」から抜粋したものである。

事例；ホブド県チャンダマ郡において、1976年12月4日に男子が出生した場合

レジスター番号はPH-761204-10となる。

P — ホブド県 : H — チャンダマン郡 (予備コードは10)
76 — 生年(生年の最後の2数字) : 12 — 生月 : 04 — 生日
1 — 男性 : 0 — 誤差予防コード

5	6	7	8	9	8	7	比重(定数)
×	×	×	×	×	×	×	
7	6	1	2	0	4	1	生年月日と性別

$$35 + 36 + 7 + 16 + 0 + 32 + 7 = 133$$

合計の133を11で割る。 $133 \div 11 = 12 \dots$ 余り1
余り1に10という県及びソムの予備コードを足す。 $1 + 10 = 11$
この足し算の結果が10を上回る場合は11を引く。 $11 - 11 = 0$
これが誤差予防コード0となる。

なお、余りの数字に県及びソムの予備コードを足した数字が10の場合は、 $1 + 0 = 1$ が誤差予防コードとなる。

したがって、この計算式による誤差予防コードは誰が計算しても同一であるから、これと異なる数字が出る場合には、生年月日あるいは性別に誤りがあることになるので、番号の正確性をチェックできるのである。

ただし、同一区、同一日において男子が5名以上、女子が5名以上出生した場合には番号の重複が生ずるから、その場合には、県市区別の記号の2番

目のアルファベットを変えることにより、重複を防ぐことになる。すなわち、一つの県の中には平均22のソムがあり、それぞれアルファベットによる記号が与えられているが、アルファベット35文字のうち13文字(35 - 22 = 13)の余裕があるのでこの13文字の中から選択することになる。結果として、男女それぞれ65名(13 × 5 = 65)まで新たな付番が可能であり、合計すれば、男女それぞれ70名(5 + 65 = 70)まで可能となる。

したがって、現在のモンゴル国の出生率(ウランバートル市の9の区合計で年に約12,000人:1区で1日平均3~4人)から考えて、当面、国民レジスター番号の重複の問題は考える必要がないといえる。国税庁も同じ見解である。

2.4 納税者の登録と納税者番号

納税者番号は、納税者が税務機関に対し納税者としての登録を行うことにより付与されるものである。

以下においては、「納税者登録に関する規則」(2001年6月29日付モンゴル国国税庁長官指令119号)に基づき、納税者登録手続の概要を見てみたい。

2.4.1 納税者番号に関する留意事項

- A 納税者番号は重複することなく交付しなければならない。
- B 納税者が一つ又はそれ以上の税務機関と関係する場合、同じ納税者番号が使われる。
- C 納税者は、税務機関に提出する全ての帳簿、申告書にその納税者番号を記入しなければならない。
- D 納税者は、他の企業、機関、個人との全ての種類の出金・入金取引に関する原始記録に自己の納税者番号を必ず記入し、取引相手にその提出原始記録に納税者番号を記入することを要求しなければならない。

2.4.2 納税者の登録期間

- A 課税所得を有する個人、企業、機関、源泉徴収義務者、モンゴル国内で所得を得ている外国籍者等の非居住者は、業務開始日から10日以内に、税務機関において納税者として登録を受けなければならない。
- B 所得以外の課税物件を有する個人、企業、機関は、その所有から1ヶ月以内に税務機関にそれを登録しなければならない。
- C 納税者は、登録事項が変更される都度、その変更から1ヶ月以内に、その旨を

税務機関に通知し納税者登録の変更を行わなければならない。

2.4.3 納税者の登録管轄税務機関

A 法人の場合

(A) 自己資本額が5億 Tg 以上の内国法人及び外国投資による企業、並びにその業務が県・首都・地方に及び当該地方でその支店及び代理店を設けている法人
国税庁所属の中央予算歳入管理所（旧大口納税者担当所）

(B) 自己資本額が1億 Tg 以上の内国法人及び外国投資による企業、並びにその業務が首都全土で行われ、支店及び代理店が各区に設立されている法人
首都国税局

(C) (A) 及び (B) 以外の法人

県・区の税務署

① 法人の従業員が仕事をするなど事業活動の中心となる営業所がある場合
…営業所の所在地を管轄する税務機関

② 法人所有の建物がなく賃借あるいはオーナーが居住する家屋で業務を行っている場合
…オーナーの居住地を管轄する税務機関

③ 外国機関の場合

…機関の所在地を管轄する税務機関

B 自営業者の場合

… 居住地を管轄する税務機関

C パテント業者の場合

… 営業地を管轄する税務機関

D モンゴル国における居住者

… 居住地を管轄する税務機関

E 課税所得以外の課税物件のみを所有する個人の場合

… 当該所有物件の所在地を管轄する税務機関

F 法人が課税所得以外の課税物件を所有し、それが法人の業務を行っている地域と異なる場合

… 当該課税物件の所在地を管轄する税務機関

2.4.4 納税者登録の変更及び抹消

登録内容に変更のあった場合には、新規登録の場合と同じく①納税者自らが登録する方法と②税務検査の結果等により把握されて登録する方法がある。なお、「倒産」「解散(廃業)」「異動」により登録を抹消する場合には、必ず租税債務の有無を確認してそれが無い場合に抹消できる。

2.4.5 納税者の異動

A 県・首都国税局及び区税務署は、規則に従い、事業所あるいは居住地を異動した納税者に関する資料を収集・整理し、異動先の事業所あるいは居住地を管轄する税務機関に提出しなければならない。

(注) この手続は、異動元の税務機関と異動先の税務機関との間の納税者及び納税者に関する各種資料の引継ぎについて定めたものであり、特に引継期間の定めはないが、異動の登録申請があった場合には速やかに引継ぎを行うべきである。

B 納税者の税務機関間の異動は、一年に一度、予算再編成及び次年度の計画策定以前に、規則に規定する原則に基づき、国税庁長官の指令により、各税務機関に通知しなければならない。

(注) この手続は、国税庁長官指令により、異動元及び異動先以外の全税務機関に対し納税者の異動に関する情報を提供しようとするものである。

C 税務機関は、異動に関する情報に基づき、納税者の新規登録または登録抹消をしなければならない。

(注) この手続は、納税者からの申請がある場合のみならず、異動に関する何らかの情報を税務機関が入手した場合には、速やかに異動の登録手続をとるべきことを定めたものである。

2.4.6 登録事項の情報バンクへの入力

以上述べた納税者の「新規登録」「変更登録」「抹消登録」は、全て各税務機関において、その都度納税者情報バンクへの入力が行われ、国税庁において全納税者の一元的管理が行われることになる。

なお、「新規登録」の場合、法人は国家登録所において、個人は管轄税務機関において、それぞれ国家登録官あるいは担当検査官が入力様式を作成し、オペレータにより情報バンクへの入力が行われ、各税務機関の徴収課長あるいは個人所得税課長の管理のもと「納税者ファイル」が開設される。「抹消登録」により「納税者ファイル」を閉鎖する場合も同様の手続をとることになる。

また、「変更登録」に関しては、国家登録所の情報バンクと首都国税局および区税務署の情報バンクとは1週間ごとに記入内容の照合が行われることになっている。

2.5 無申告者の把握に関する問題点と対応策

納税者管理において最も重要なことは、当該税務機関が管轄区域内に居住する各種税の納税義務者を漏れなく把握できていること（いわゆる無申告者がいないこと）

である。無申告者が生じやすいのは、①納税者が新規に事業を開始した場合 ②他の税務機関の管轄区域との間に異動があった場合等である。

納税者が新規登録、異動の登録（転入の場合と転出の場合）の手続を遵守する場合には、特に問題は生じないが、必ずそれが励行されるという保証はない。このような場合には、税務機関自らが、国民登録局からの国民の異動に関する情報により、転入を確認したり転出先を確認して異動に係る双方の税務機関における登録を確実なものにしなければならない。仮に、納税者が何らの申請、届をなすことなく事実上、事業所なり居住地を自税務機関の管轄区域内に設け、あるいは他の税務機関の管轄区域内に変更している場合には、前記の情報に頼ることはできない。

このような場合には、税務機関の職員自らが絶えず管轄区域内の各地を実際に見て回り、新規開業者の把握に努めると同時に他の税務機関の管轄地に異動した納税者については、旧所在地の現地に赴き、近隣住民からの聴き取りを実施してその行方を追跡しなければならない。

なお、法人の場合、最近では、国家登録所に設立申請を行う際に申請者の家族等、申請者に関係のある者の氏名・住所・職業、連絡先等も関係書類に記載させることにしたことから、異動先の追跡に比較的手掛かりがあるため、法人の所在等が不明となる事例は大きく減少している。また、法人の新規登録の際にも、国家登録所と管轄税務機関が協力し、法人の申請内容を实地に確認するとともに、法人的な実態を持ちながら法人登録をしない業者については、各税務機関において管轄区域内の各ビル等の一つ一つ確認して回り法人登録を勧奨するなどの施策を行っている。

さらに、95年及び99年には再登録の実施により実体のない法人はすべて抹消してしまったので、現在の法人登録制度はかなり信頼性が高まっていると認められる。また、個人納税者については、2002年9月1日より「個人納税者登録証明書制度」が実施されることになった。

この制度は、輸出入取引を行う個人は必ず国税庁で発行する（実際に証明書を発行するのは管轄税務機関）「個人納税者登録証明書（登録ノート）」を申請し、税関庁に提出する輸出入申告書に添付しなければならないというものである。この制度も、輸出入取引により事業を行う個人納税義務者の各税務機関への無申告を防止するための一施策としての意味を有する。なお、当該証明書には、納税者番号のほか、13桁の証明書番号が付されることになっており、各税務機関が、登録フォームコード（2桁）、税務機関別コード（2桁）、生年月日コード（6桁）、1日の受付番号コード（3桁）により、全税務機関の証明書番号が重複しない方法で番号を付与することになっている。いずれにしても、課税の公平は、納税者全員がその所得に応じて等しく税を負担することにあるから、一人の無申告者があってもこれを見逃してはならないのであり、税務職員はその責務を負っていることを自覚すべきである。

なお、無申告者をなくすためのその他の施策として、国税庁をはじめ各税務機関に

において、納税者教育に関する施策(例えば、税申告に関する研修会、個別の申告相談・指導等)を実施するとともに、常時、チラシ、看板、マスコミ等を利用して適正な納税申告を呼びかける広報活動を展開することも重要である。